

日本糖尿病学会九州支部内規 細則

(役員)

第1条 役員会は、本支部内規第4条とは別に学会発展に寄与すると考えられる者を、役員会推薦の推薦幹事として置くことができる。ただし、任期は1年とする。

(学術評議員被選挙者資格)

第2条 学術評議員選挙被選挙者認定資格要件

以下の学会発表、座長、論文もしくは査読の要件を満たす5件以上の業績を有すること。

1. 過去10年間に日本糖尿病学会年次学術集会、九州地方会あるいは糖尿病合併症学会における学会発表。

①一般演題の発表

筆頭演者 (First author) として発表もしくは筆頭発表者に対して指導をした学会発表。筆頭発表者に指導をしたことの証明は、2番目の演者 (Second author)、もしくはLast author として登録されていること、これら以外は所定の証明書を添付する。筆頭発表者に指導をした学会発表として申請ができるのは、1編の発表につき1名のみとする。

②一般演題以外の発表

正規プログラムの筆頭演者としての発表。特別講演、シンポジウム、教育講演等を含む。スポンサードセミナー等は除く。

2. 過去10年間に日本糖尿病学会年次学術集会、九州地方会あるいは糖尿病合併症学会における正規プログラムの座長 (スポンサードセミナー等は除く)。

3. 過去10年間に発表した糖尿病に関係した英文の学術論文 (「筆頭著者 (first author) (co-first author を含む)」、「責任著者 (corresponding author)」もしくは「Last author」)

4. 過去10年間に会誌「糖尿病」における和文の学術論文 (「筆頭著者 (first author) (co-first author を含む)」、「責任著者 (corresponding author)」もしくは「Last author」)

5. 過去10年間に会誌「糖尿病」、「Diabetology International」の論文の査読、および年次学術集会一般講演抄録の査読。論文査読は論文IDを申請書類に記載、一般演題の査読は抄録集号の演題選定委員名簿写しを添付し申請する。九州支部事務局は査読の事実確認を学会本部を通じて行うこととする。

また、現学術評議員が任期中に本部および支部の開催する評議員会へ、それぞれに1回以上の出席がない場合、次回の学術評議員選挙への被選挙権を与えないものとし、選挙管理委員会において、これを審査する。

被選挙者認定を求める者は、被選挙者申請書類を九州支部事務局へ提出することにより、自ら被選挙者資格を有することを報告し、選挙管理委員会で資格認定を行うこととする。

(雑則)

第3条 この細則を変更する場合には、役員会及び評議員会、総会の議決を経なければならない。

附 則

この内規は平成25年11月9日から施行する

この内規は平成28年10月14日から施行する